厚生労働省　静岡労働局だより　2023. 8

緊急事態！！労災死亡事故多発中
令和5年度 第1回 静岡県小売業SAFE協議会 を開催しました（6月28日）
適用猶予業種の時間外労働の上限規制　特設サイト『はたらきかたススメ』が公開されました。
令和４年度　個別労働紛争解決制度の施行状況について
外国語労働者相談コーナーのちらしを作成しました
「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」のご案内
「働き方改革関連法　オンライン簡易セミナー」を開催！
「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」
派遣元事業主の皆さまへ　人材サービス総合サイトを積極的にご活用ください！
労働災害発生状況（令和５年６月末現在）
静岡県有効求人倍率（令和５年６月）

緊急事態！！労災死亡事故多発中

令和5年6月28日から7月27日までの期間において５件もの労災死亡事故が発生しました。

静岡労働局では、このような状況を受け「労災死亡事故多発警戒」を発令し、より一層の労災死亡事故防止を呼び掛けています。

事業主の皆様におかれましては、次の労災死亡事故防止対策の実施状況を今一度ご確認いただきますようお願いいたします。

発生日	業種	年齢	発生状況
6月28日	土木工事業	７０代	草刈り作業中に、手指を蜂に刺され、アナフィラキシー補助治療剤を使用したが、数日後に死亡した。
7月6日	土木工事業	５０代	橋梁建設工事作業中に、箱桁橋が地上し落下し、橋脚の上で 作業していた者2名が箱桁橋の落下に巻き込まれ、約9mの高さから墜落し死亡した。
		５０代	
7月27日	土木工事業	７０代	造成工事中、チェーンソーを用い、伐木作業を行っていたところ、伐倒木と共に倒れた他の木に挟まれ死亡した。
7月27日	金属製品製造業	３０代	高温の薬品が入ったタンク内に墜落し、全身火傷を負い、死亡した。

★建設業の安全対策に関してガイドライン等を公表しています。

★5月～9月は、「STOP 熱中症クールワークキャンペーン」期間です！

★「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を公表しています。

令和5年度 第1回 静岡県小売業SAFE協議会 を開催しました（6月28日）

下記の構成員が集まり、小売業における労災防止のため**令和5年度第1回静岡県小売業SAFE協議会**を開催しました。

各企業から、現在取り組んでいる労働災害防止対策等について発表があり、県からは、労働災害の背景となっている人出不足や健康管理といった問題に対する取り組みについての説明がありました。

協議の中で、今年度は、発生件数が最も多い「転倒災害」を抑止するための資料の作成等を行う方針となりました。

▲協議会の様子（静岡地方合同庁舎4階　大会議室にて開催）

◀静岡県ＳＡＦＥ協議会についてはこちら

「SAFE」とは？　～従業員の幸せのための安全アクション～

本協議会は、委員の安全衛生に対する意識啓発と自主的な安全衛生活動の定着を図るとともに、委員が管内の安全衛生に対する機運を醸成し、従業員の幸せのための安全アクション（**S**afer **A**ction **F**or **E**mployees）を推進することを目的として設置されました。

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/newpage_00408.html

【協議会構成員（敬称略）】（株）遠鉄ストア／（株）静鉄ストア／（株）田子重／（株）マキヤ／マックスバリュ東海（株）／静岡県　労働雇用政策課、健康増進課／静岡労働局　健康安全課

適用猶予業種の時間外労働の上限規制
特設サイト『はたらきかたススメ』が公開されました。

2024年4月から、建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の時間外労働の上限規制が適用となります。
厚生労働省では、ホームページに特設サイト『はたらきかたススメ』を公開し、企業による対応をサポートしています。

適用猶予業種の時間外労働の上限規制　特設サイト『はたらきかたススメ』
https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/

令和４年度　個別労働紛争解決制度の施行状況について

個別労働相談は「いじめ・嫌がらせ」が引き続き最多！

令和４年度に労働局雇用環境・均等室及び「総合労働相談コーナー(※1)」において受理した相談件数は、前年度より2,269件増加(＋６.８％)し35,780件となり、そのうち、民事上の個別労働紛争相談件数は前年度より78件減少(▲1.2%)し6,456件でした。民事上の個別労働紛争相談(内容延べ合計件数7,444件)では「いじめ・嫌がらせ」が1,279件(17.2%)と最も多く、前年度より592件減少(▲31.6%)しました（※2）。
また、解決を図るための助言･指導申出件数については、前年度より48件減少(▲10.0%)し430件、あっせん申請件数は、前年度より31件減少(▲22.0%)し110件。助言・指導申出申請では「自己都合退職」、あっせん申請では「解雇」が最も多くなっています。

民事上の個別労働紛争相談内容別の件数推移

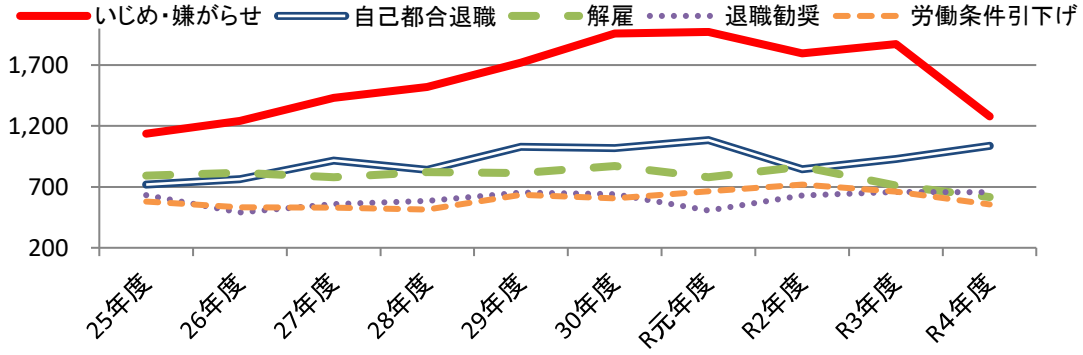

(※1)労働局及び労基準監督署の静岡県内8か所に設置。労働問題に関する情報提供・個別相談のワンストップサービスを行っています。

（※2）令和4年4月、改正労働施策総合推進法の全面施行により、職場におけるパワーハラスメントに関する相談は「いじめ・嫌がらせ」には計上されていません。

※詳細は静岡労働局のHPをご覧ください
https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/jirei_toukei/korou.html

外国語労働者相談コーナーのちらしを作成しました

静岡労働局では、外国人労働者相談コーナーを設けています。対応可能な言語は5言語です（ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、中国語、英語）。
解雇や賃金不払などの労働相談に対応していますが、詳細は以下のホームページをご覧ください。

静岡労働局　監督課ホームページ　→

「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」のご案内

社会保険労務士や中小企業診断士などの資格を持つ「**仕事と家庭の両立支援プランナー**」が、全国の中小企業事業主や人事労務担当者等と面談のうえ、課題の分析を行い、育児休業の取得からスムーズな職場復帰までの支援、育休復帰プランの策定、職場環境整備のための取組等について、最新の事例を交えたきめ細やかな支援を無料で支援いたします。

こんなお悩みはありませんか？

- □経営者が男性の育休取得に後ろ向き
- □育児休業をとってほしいが、業務が回らない
- □育児休業を取って復帰しても、すぐ辞めてしまう
- □管理職社員が、親の介護で辞めてしまった
- □介護のことで相談されても、どうしたらよいか分からない
- □介護しながら働く社員はいない、と思う

<中小企業育児・介護休業等推進支援事業URL>　https://ikuji-kaigo.com/

「働き方改革関連法　オンライン簡易セミナー」を開催！【Web申込受付中!!】～次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法《前編》～

静岡労働局では、働き方改革に関連する制度について、企業様のより良い職場環境づくりを応援するため、テーマ別に、法令解説・実務に寄り添ったポイント解説の簡易セミナーを開催しています。
ビデオ会議ツール「Zoomウェビナー」を使用したオンライン形式です。

テーマ：【次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法《前編》】

★「行動計画の策定・届出、公表・周知」
★「手順、目標設定方法等を詳しく解説」

開催日：令和５年８月23日（水）　◆10:00～10:30

企業での「仕事と家庭の両立」「女性の活躍」を推進するためには、自社に合った適切な行動計画を策定し取り組むことが必要です。
本セミナーでは法に基づく必要な取り組みのポイントを解説します。

申込フォームリンク先
➡https://zoom.us/webinar/register/WN_AqH9xrw7Tr2RoIXhnAvYIw

お問い合わせ先　静岡労働局雇用環境・均等室　電話：054-252-5310

「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」

普段は忙しくてハローワークに来ることができない児童扶養手当を受給されている方のために、８月に現況届を提出する際に仕事についての相談ができるよう、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」として、重点的な取り組みを展開します。
自治体にハローワークの臨時相談窓口を設置するなどにより、ハローワークと自治体が連携して、ひとり親世帯の応援をします。

・仕事を探しているが、見つからない。
・今の仕事より、条件のよい仕事を探している。
・面接会の情報や面接対策を知りたい。

などの仕事についての悩みを相談できます。
詳しくは、労働局ホームページをご覧いただくか、お住まいの管轄ハローワークにお問い合わせください。
また、事業主の皆様におかれましては、助成金制度の活用を検討いただき、児童扶養手当を受給されている方の雇用について、配慮いただくようお願いいたします。

※詳細は静岡労働局ホームページをご覧ください。
https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/newpage_00439.html

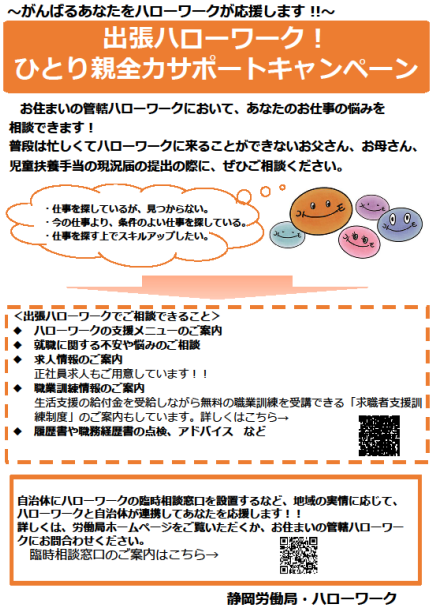

派遣元事業主の皆さまへ　人材サービス総合サイトを積極的にご活用ください！

令和３年４月１日より、派遣元事業主による情報提供の法的義務がある全ての情報について、原則として、常時インターネットの利用により広く関係者に提供することとされています。

これを踏まえ、人材サービス総合サイトについても、情報提供が必要な全ての項目について、**直接入力による掲載申込み**を可能としています。

派遣元事業主の皆さまへ　人材サービス総合サイトを積極的にご活用ください！

☎お問い合わせ先
静岡労働局職業安定部需給調整事業課　電話番号：054-271-9980

労働災害発生状況（令和５年６月末現在）（新型コロナウイルス感染症り患分は除く）

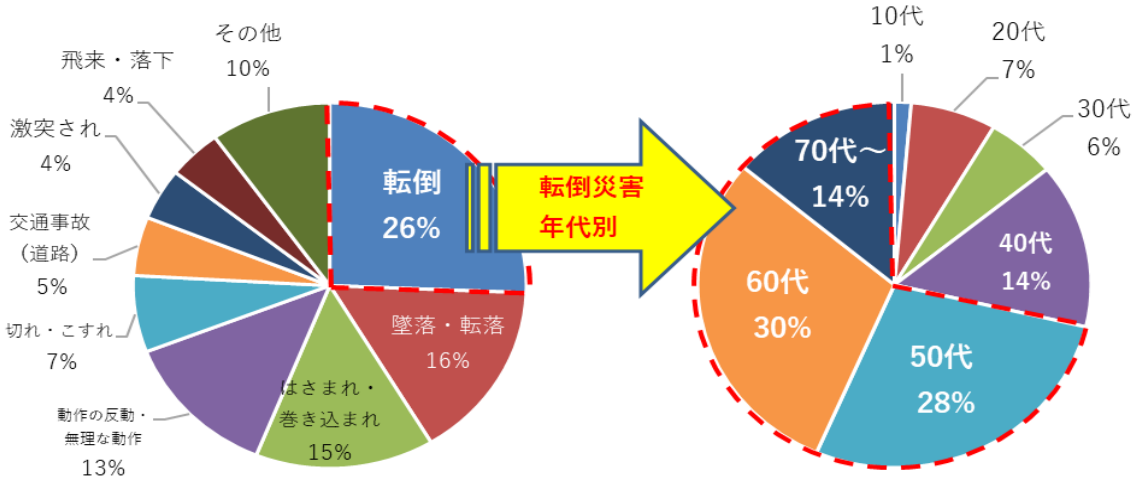

令和５年６月末現在の死傷病災害（コロナ除く）は1713件で、うち439件が転倒災害で、全体の約26%です。
転倒災害の被災者を年代別に見ていくと、高年齢労働者が313人で全体の約72%です。
高年齢労働者の転倒災害を防止するため対策を講じましょう。

静岡県有効求人倍率（令和5年6月）

＜雇用情勢の概況＞

県内の雇用情勢は、改善の動きに落ち着きがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。

有効求人倍率（季節調整値）は1.26倍(全国29位）となり、前月と同水準となった。

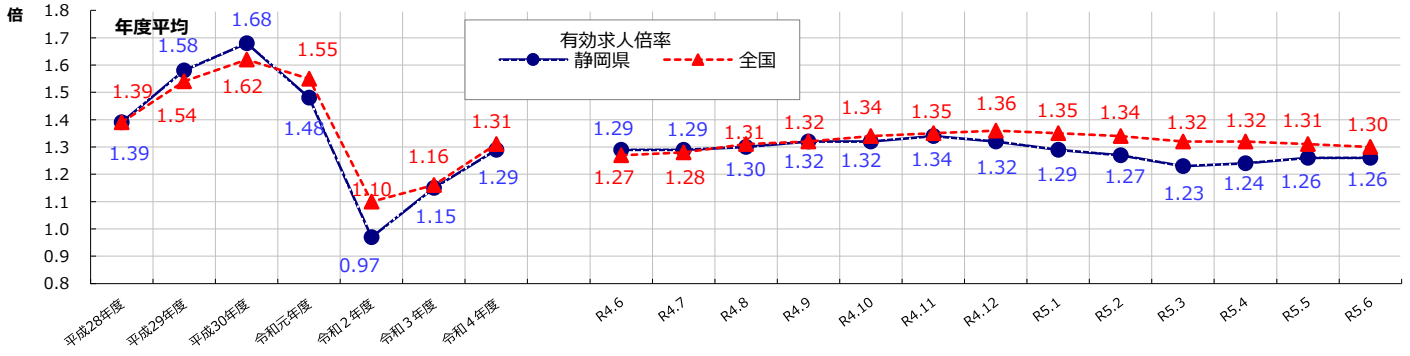

※詳細は静岡労働局HPをご覧ください
https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/jirei_toukei/shokugyou_shoukai/toukei/toukei01_00002.html

編集/発行　静岡労働局　雇用環境・均等室
〒420-8639　静岡市葵区追手町9番50号（静岡地方合同庁舎5階）
TEL 054-252-5310　https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/home.html